

平成 21 年 6 月 20 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19530140
 研究課題名（和文） 北朝鮮帰還事業の政治・外交過程、及び、邦人拉致工作に対する
 その前史形成の検証
 研究課題名（英文） A Study of political/diplomatic process of the Repatriation Program
 to North Korea and its formation of prehistory for the Japanese abduction
 研究代表者
 川島 高峰 (KAWASHIMA TAKANE)
 明治大学・情報コミュニケーション学部・准教授
 研究者番号：10386427

研究成果の概要：北朝鮮帰還事業の前史は朝鮮戦争前後に遡ることが確認できた。当初、北朝鮮残留邦人の帰還交渉として開始した日本側の申出を北朝鮮側が在日朝鮮人の帰国運動へ転換していく過程であった。それは当時国交のなかった東アジア社会主義圏との間での邦人帰還交渉の一連に位置づけられ、邦人拉致工作の前史としてみた場合、その原型はシベリア抑留をめぐる日ソ間交渉にあり、これが日中、日朝で類似した戦略構造で繰り返されたものであった。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：政治学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：北朝鮮、国際人権、外交史、国際関係史

1. 研究開始当初の背景

北朝鮮帰還事業とは、1959年12月から84年7月にかけて9万3340人の在日コリアン（配偶者等の約6千人の日本人を含む）を、北朝鮮に帰還させた事業である。25年に及ぶ事業であったが全体の80%は61年までに帰還し、事業開始2年で帰還希望者は激減した。日本からの帰還者は北朝鮮で深刻な差別と人権侵害を受け、渡航後、日本の肉親と音信不通となる者が多数あり、このため帰還事業は新たな民族離散問題を生み出した。

(1) そもそも、帰還事業の問題が指摘されるようになったのは、冷戦崩壊前後の時期からであった。帰国運動により親族を北朝鮮に

送り出してしまった在日の間から、朝鮮総連・北朝鮮を非難する形で、問題提起がなされるようになった。これらの体験談・書籍によると日本に残った在日の多くは、帰還事業により送り出した親族から、北朝鮮で数々の迫害・差別を被り、政治犯として強制収容所に入れられてしまう話を伝え聞かされるという。そして、北朝鮮での生活の慢性的な窮乏状態を訴えられ、長期に及び物品・金銭を送ることを余儀なくされてきた。このため北朝鮮帰還事業は「巨大な拉致」とさえ言われている。

(2) このような帰国当事者や、その親族が深刻な人権侵害の状況にあるにもかかわらず、特に左派知識人における北朝鮮研究は、

日本の朝鮮差別や植民地支配に対する贖罪意識が過剰に働き、北朝鮮を被害者として、そして、日本を加害者として捉えることが価値規範となってしまっているために、北朝鮮の人権問題を取り上げることを避けたり、これを否定しようとする傾向が認められる。

(3) 例えば、オーストラリアのテッサ・モーリス＝スズキ氏（「特別室の中の沈黙 新発掘資料が語る北朝鮮帰還事業の真相」、『論座』2004年11月号、『北朝鮮へのエクソダス』朝日新聞社(2007)）は、赤十字国際委員会の史料から日本側による差別・追放政策の面を追及し、日本政府並びに当時の保守勢力に、第一の責任があると述べている。しかし、帰還事業が行われた当時の在日朝鮮人や朝鮮総連による「熱狂」とさえ言われた帰国運動の高まりを考えると、日本の差別・追放政策の観点からだけ、責任論を結論づけることは無理がある。

また、代表的な朝鮮研究者の一人である高崎宗司氏は、その編著『帰国運動とは何だったのか』平凡社(2005)で、刊行の目的を「帰国した人たちの人権問題を訴えることを意図して編まれたわけでもない」とする。しかし、そもそも、北朝鮮で帰国者に対する人権問題が生じていなければ帰還事業を問題とする必要はなかったはずである。

(4) さらに既存の研究と決定的に異なるのは、帰還事業を邦人拉致の前史と位置づけている点であり、拉致問題解明の一助に資することを目指している点である。国家間を超え人身の移動はかり、長期拘留し、その人身の出身国に対する工作活動に利用するという発想の起源は、大規模な人身の移動を伴い、その後、巨大な拉致とさえ称された北朝鮮帰還事業からではないかと考えたからである。

2. 研究の目的

(1) 責任の所在について

本研究は、帰還事業の責任主体は日本政府・日本赤十字、北朝鮮政府・朝鮮赤十字会・朝鮮総連、赤十字国際委員会の六者に応分の責任があり、これらを総合的な視点から検証することが必要であるとの観点を前提とする。しかし、朝鮮総連の責任は、史料上、公開がなく、立証が困難なため、むしろ、朝鮮総連の責任を間接的な史料からでも、析出することは重要な目的と位置付けている。

(2) 事業継続の理由は何か。

当初2年で希望者が激減していたにもかかわらず、何故、25年も長期化したのか。既に、開始前後から帰還船が北朝鮮工作活動の拠点となっているとの認識があったにもかかわらず、日本政府は何故、事業の延長に合意

したのか。北朝鮮側にとって日朝間の船舶の往来を維持することには帰還事業以外にもどのような目的があったのか。

(3) 帰還意思の確認は適切に行われたか。帰還希望者の意思の確認作業や手続きのあり方については当初から日朝間で論争があり、意思確認の不徹底は深刻な人道問題となることが指摘されていた。その後の長期に及ぶ事業の中で、当初、指摘されたこの意思の確認が、現場でどのように実施されていたのか。

(4) 北朝鮮及び朝鮮総連において帰還事業を担当した部署・人員と邦人拉致を担当した組織との間には何らかの連続性はなかったか。北朝鮮及び朝鮮総連が帰還事業の延期を求めた動機の中に、拉致工作の動機と共通するものが見いだせないか。

3. 研究の方法

主に次の四つの方法をとった。

- (1) 外務省に対する行政文書開示請求。
- (2) ジュネーヴ赤十字国際委員会アーカイブスにおける資料調査。
- (3) 脱北帰国者・元帰国事業関係者に対するインタビュー調査。
- (4) 脱北帰国者の脱北支援・日本での生活支援を行っている団体等、脱北帰国者関係との本研究遂行のための研究組織形成。

4. 研究成果

総論

当初、責任の所在、継続の理由、帰還意思確認、拉致問題前史の四点に比重をおいて望んだ。しかし、研究の結果、帰還意思確認問題が、朝鮮戦争停戦交渉の捕虜交換問題に遡る問題であり、拉致の原型は、帰還事業ではなく、シベリア抑留問題にあることが判明する中で、全体として、「前史」解明が最も、重要かつ重大な成果になったと考える。

(1) 資料収集の成果について

外務省行政文書については総計で1万2千ページの資料の開示を受け、その中には数多くの機密指定解除文書が含まれている。赤十字国際委員会で、北朝鮮帰還事業について確認した資料は4万5千頁となり、このうち約5千頁の複写を入手することができた。

脱北帰国者に対するインタビュー調査については、脱北者10名以上にインタビューを実施した。また、帰国事業当時、朝鮮総連東京都新宿支部で活動をしていた方、新潟県の県委員会で活動していた方のインタビューを実施した。邦人拉致との関連性については、70年代に対日工作活動をしていた方のインタビューを実施することができた。

(2) 帰還事業継続の理由について

帰還事業は、①1959年12月から67年10月までのカルカッタ協定による措置、②1971年5月から10月の暫定措置、③1971年12月から84年7月までの事後措置の三期に分けられる。

このうち本研究では①及び②については、日本政府の意思決定過程が解明されたが、③の時期については、一部、文書開示がされているが、全容把握に至っていない。

①については、当初より治安関係者から帰還船が工作拠点に使われることが懸念され、帰還事業を中止することが言われ続けた。しかし、一度、「人道措置」として開始された事業であるため、人道措置の必要性がなくなる限り、その停止は「非人道措置」となるため、赤十字側が停止に難色を示していた。しかし、特に1963年以降は、毎年、帰還者が減少しており、朝鮮総連側は、協定打ち切りに一貫して反対であったが、日本側では、既に帰還船が、事実上、北朝鮮への物資輸送船となっている実態を把握し、基本的に帰還協定の更新のたびに、停止を模索していた。

③の事後措置では、赤十字国際委員会の意志確認手続きのための介入が行われていない。カルカッタ協定では、日本側が乗船前の意思確認手続きには赤十字国際委員会の介入を必須と考えていたが、事後措置で国赤の介入はなく、そもそも、主務官庁も外務省から法務省に変更されている。帰還船の船籍も、ソ連船籍から北朝鮮船籍が変わっており、枠組みが根本的に異なると言える。一般に、五九年から84年までを一くくりにしてしまっているが、事後措置は、別の性格のものとして捉えた方が良いことが判明した。

(3) 帰還意思の確認は適切に行われたか。

ヒアリングの結果、意思決定は、世帯主単位で行われ、個人に対する意思確認は行われていないことが確認できた。また、新潟の日赤センターにおける意思確認も、小部屋に世帯単位、もしくは、総連側が作成したと考えられる帰国者集団の各単位で数世帯ごとに実施されており、問いかけは一人一人に対してではなく、各組織単位で世帯主に向けて一声かけるという形で行われており、個人の意志を確認する方法としては不完全なものであった。

また、今回の調査で、帰国者世帯の家族構成に特異性があったことが判明した。再婚家庭、内縁の妻、連れ子などが多く、このことに赤十字国際委員会も留意していた。この場合、連れ子の帰還意志は養父母の意思によって表明される。このため帰還登録に際しては、養育に関する誓約書が準備されていた。

(4) 邦人拉致の前史形成について

最も顕著で当初の想定を超えた成果を得たのがこの前史問題である。当初、帰還事業を邦人拉致の前史ととらえていた。しかし、

① 70年代工作活動を担当していた方のインタビューから、北朝鮮・朝鮮総連側において拉致の担当部門は帰還事業の担当部門とは異なり、連携は考えにくいとの証言を受けたこと

② 特定失踪者問題調査会より、帰還事業実施前から、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚と考えられる失踪事例があることを示唆されたこと

以上の二点から、帰還事業を拉致の前史としてではなく、帰還事業そのものの前史とは何か、どこまで遡れるのかをまず特定化すべきであるとの認識に達した。

(5) 北朝鮮帰還事業・前史の判明

上記(4)の結果、再検証を進めた結果、以下の前史概念を確認することができた。

① そもそも、北朝鮮帰還事業は、日本側の北朝鮮残留邦人の日本帰還を求めて開始した交渉であり、この邦人帰還交渉はソ連邦人抑留・中国残留邦人の帰還交渉の一環に位置づけられるべきものであった。それは社会主義陣営による一連の外交攻勢に対する、人身を盾に取られた日本にとって言わば「守勢」の交渉であった。

特に、シベリア抑留は、国会で拉致と称され、当時の日赤文書においてさえ人質外交と称されており、現代における邦人拉致の原型とみることができる。人身を長期強制抑留し、これを交渉材料に利用し、さらに抑留人身の発言等を通じて、あるいはその帰還交渉を通じて社会主義の宣伝(労働者の楽園である等)を行うという、その後の日本と東アジア社会主義圏(日中・日朝)における人身帰還交渉の言わばお決まりのパタンとなったと考えられる。

② それゆえ、その前史は当初、想定していたよりも古く朝鮮戦争停戦後に遡る。邦人帰還交渉自体は、第二次世界大戦終結後から始まっていたが、「北朝鮮」帰還交渉については、少なくとも朝鮮民主主義人民共和国成立以降でしかありえず、1948年の建国から二年後には、朝鮮戦争を始めたこともあり、帰還交渉は朝鮮戦争後、模索されるようになったのである。

③ 北朝鮮帰還事業の前史として、重要な背景が、朝鮮戦争停戦交渉における韓国・北朝鮮間での捕虜交換に際しての捕虜の帰還意志の確認手続き(韓国に帰るか、北朝鮮に帰るか、その意思は誰が確認を取るのか)をめぐる対立がある。つまり、この捕虜帰還交渉に際しての争点が、日朝間での帰還交渉に際しての意思確認問題(北朝鮮側は意思確認

の必要性は全くないと主張)の重要な背景となっていたことが判明した。

④ 本来、邦人帰還の交渉であったものが、在日コリアンの本国送還問題へ、話が変わっていった理由として、従来、日本側の在日コリアンに対する差別・追放の側面が強調されてきた。しかし、実際の交渉過程をみると、邦人帰還問題を在日送還問題に変えていったのは北朝鮮側であった。北朝鮮は、日本側による北朝鮮残留邦人の帰還交渉の問い合わせに返答をせず、これを先送りとし、その間、日本へ不法入国者し、収監された密入国韓国人の本国送還問題に争点を切り替えていった。北朝鮮はこの密入国者の中には北朝鮮送還を希望している者がいるにもかかわらず、日本はこれを韓国に強制送還し(そのような事実は殆どない。韓国側はこの密入国者の身柄受け取り拒否を続けていた)、しかも、密入国者の収容状況は劣悪であるとの非難を行った。

⑤ この他方、日韓の問題としては、日本人漁師拿捕収監問題があった。これは韓国が国際社会に対し一方的に宣言した、つまり、国際社会で承認されていない洋上の平和線を越えた船舶を拿捕した事件である。拿捕は平和線を日本側に越えた地点でも行われた。日本は密入国韓国人収監者と邦人漁師の交換を模索したが、韓国側が日本からの密入国者本国送還の受け取り拒否を続けたため、問題は膠着状態になった。しかし、その間も、日本への密入国者、韓国による邦人漁船拿捕は続いた。この時期、日中・日ソ間においても邦人漁船拿捕問題が起きており、帰還交渉は、残留邦人帰還と、拿捕邦人漁師帰還の二つの問題を抱えながら続けられていた。

⑥ このように帰還交渉が長期化・複雑化する中で、北朝鮮は朝鮮戦争後、延安派等の粛清により金日成独裁体制を強化し、在留邦人帰還問題を密入国韓国人収監者の本国送還問題へ転換し、さらにこの密入国収監者を支援する運動を組織し、この運動組織が帰国運動の母体となっていったのである。

(6) アジア人権人道学会の結成

北朝鮮帰還事業の史的究明のために脱北者へのヒアリングを実施し、脱北帰国者の脱北支援・日本での生活支援を行っている団体等と研究組織形成をすすめた。しかし、ヒアリングでは必ず、帰国事業の話だけではなく、脱北の体験に話が及んだ。脱北問題は、中国が脱北者を不法入国者として北朝鮮へ強制送還を繰り返しているために、中国の人権問題であるばかりでなく、脱北者の多くが中国を潜行経由し、モンゴル・タイへ密出国し、韓国・日本へ至るルートをとることとなる。近年は、特にタイ・ルートが激増し、2008年以降、常時 1000 名以上の脱北者がタイの拘

留施設にいる状況が続いている。

このような現状を受け、脱北帰国者関係団体と研究組織体の形成を模索する中で、北朝鮮からより広域なアジアの人権人道問題を探求する学会を形成することとなった(2008年 12月 14日、結成期成準備大会)。なお、2009年 5月 9日、同学会結成大会にて会長に就任することとなった。

5. 主な発表論文等

研究成果で説明したとおり、本件の経緯は当初の想定を超え、複雑であり、特に用心すべきことは、各資料の断片から言わば功を焦るようにして報告を作成した場合、主観と相まって、実際の事実関係と相違する報告になりかねない危険性があると考え。

このような観点から、本研究で入手した膨大な資料の精査とその総括を大きな目標として、新たに科研費基盤研究(C) (平成 21年～23年)課題番号 21530154・研究代表者「北朝鮮帰国運動と日朝間の不法出入国をめぐる出入国管理の人道措置と治安対策の検証」の助成を受ける。必ず、国民の負託に応える成果を提出すると念じている。21年度中に、帰還事業に関する書籍並びに資料集を刊行する予定である。

〔雑誌論文〕(計 1 件)

「テッサ・モーリス・スズキ氏の帰国事業日本責任論を批判する」、『光射せ!』創刊号、29-42 頁、北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会(2007年 12月 1日)

〔学会発表〕(計 1 件)

「アジア人権人道学会設立に向けて」アジア人権人道学会設立準備期成会、(2008年 12月 14日、明治大学)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川島 高峰(KAWASHIMA TAKANE)
明治大学・情報コミュニケーション学部・准教授

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

三浦小太郎
北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会代表

宋允復

NO FENCE (北朝鮮強制収容所解体運動) 事務

局長

荒木和博

拓殖大学教授・特定失踪者問題調査会代表

加藤博

北朝鮮難民救援基金理事

海老原智治

北朝鮮に拉致された人々を救援する会チェンマイ代表